

募集期限 2021年 11月22日 まで

へのご意見を募集しています

パブリック・コメント実施のお知らせ

さいたま市役所本庁舎は、10年後の令和13年度を目途にさいたま新都心に移転整備するとともに、現庁舎地は市民サービスの拠点である浦和区役所や浦和消防署の機能を残しつつ、新たな利活用を図ることとしています。

新庁舎整備等基本構想は、本市が将来にわたって持続的な住民サービスを提供し、政令指定都市として未来へ躍動する都市経営を進める拠点となる新庁舎の機能や整備等の考え方、庁舎移転後の現庁舎地の利活用について、方向性をとりまとめたものです。

～新庁舎移転整備等の必要性～

本庁舎のあり方については、旧3市の合併協定書において、「将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、・・・将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。」とされていることから、本市誕生以来、重要な課題として検討を積み重ねてきました。

① 位置等に係る検討 (長年の検討を経て、新都心へ)	② 現庁舎の現状 (老朽化等)	③ 本市の将来を見据えた まちづくりの推進 (2都心の一体的発展)
<ul style="list-style-type: none"> さいたま市本庁舎整備審議会(平成24～29年度 全21回開催)の検討の結果、「さいたま新都心駅周辺(半径800m圏内)」が最も望ましいとの答申を受けました。 令和元年度、令和2年度に適地選定の調査を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 現庁舎(本館)は、建築後45年が経過しており、建物の劣化状況等の調査の結果、鉄筋の腐食等が見られ、目標使用年数は60年(令和18年まで)となりました。 維持管理経費など、使用年数を前倒して新庁舎を整備することで縮減が可能であることがわかりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 2都心がそれぞれの特徴や強みを生かし、都心を一体的に発展させ、副都心とネットワークで結ぶとともに、本市誕生の象徴であり、市の中心にあるさいたま新都心に都市経営の拠点として新庁舎を整備することで、全市的な発展を目指すこととしました。

①～③を踏まえ、以下を目指すべき方向性とししました。

【 新庁舎整備 】

新庁舎の整備場所は、

さいたま新都心
バスターミナルほか街区

とし、

10年後(令和13年度)
を目途に新庁舎を供用開始
することを目指します。



※本庁舎の移転には「さいたま市役所の位置に関する条例」の改正が必要です。



【 現庁舎地利活用 】

現庁舎地利活用(庁舎移転後、速やかに整備)については、市民サービスの拠点である浦和区役所や浦和消防署の機能を残しつつ、

多様な世代に愛され、
県都・文教都市にふさわしい
感性豊かな場所とすること

を目指すべき方向性とし、
今後(仮称)浦和駅周辺まち
づくりビジョンの検討等を踏
まえながら具体化を進めます。

裏面へ続く

新庁舎整備の基本理念

本市の都市づくりの
一翼を担う庁舎

SDGsに配慮した
環境にやさしい庁舎

本市のシンボル
となる庁舎

すべての人が使いやすい
ユニバーサルデザインを
実践する庁舎

DXなど今後の変化に
柔軟に対応し効果的、効率的に
行政運営が行える庁舎

多様な主体による協働や
市民交流が行われる庁舎

防災中枢拠点として
災害に対応できる庁舎

セキュリティに
配慮した庁舎

さいたま新都心

現庁舎地の利活用に当たっての基本理念等

「県都」「文教都市」
を象徴する

豊かな生活に
つながる

利活用の考え方(複合化含む)

- ① 文化芸術機能
- ② 教育・先進研究機能
- ③ 市民交流機能

まちづくりに
貢献する

本市の更なる
飛躍につながる

※浦和区役所や浦和消防署の
機能は現在地に残します。

さいたま市役所現庁舎

パブリック・コメントの実施概要

1.意見募集期限

令和3年11月22日(月)まで ※郵送は当日消印有効 ※土曜日、日曜日(祝日)の持参提出はできません。

2.公表資料

・「新庁舎整備等基本構想(素案)」※閲覧・貸出用、「新庁舎整備等基本構想(素案)概要版」※配布用

3.資料の公表場所

- ・さいたま市 都市戦略本部 都市経営戦略部 窓口(さいたま市役所5階)、各区役所情報公開コーナー、各コミュニティセンター、各公民館、各図書館
- ・さいたま市ホームページ ▶ [トップページ](https://www.city.saitama.jp/) (URL <https://www.city.saitama.jp/>) > 市政情報 > 広聴・市民参加・アンケート > パブリック・コメント > 意見募集中の計画等 > 「新庁舎整備等基本構想(素案)」へのご意見を募集しています



4.意見提出方法

- ・郵送、持参、ファックス、ホームページ
意見提出用紙に氏名・住所・連絡先とご意見をご記入の上、パブリック・コメント専用封筒(切手不要)に入れて下記担当へご郵送いただくか、下記担当までご提出ください。さいたま市ホームページ内の「ご意見入力フォーム」から、ご意見をお寄せいただくこともできます。
※電話など口頭でのご意見は、お受けできませんのでご了承ください。
※ご意見への個別回答はいたしません。令和3年12月頃に、ご意見に対する「市の考え方」をまとめ、公表する予定です。
※記入していただいた個人情報は、さいたま市個人情報保護条例に基づいて厳重に管理し、ご意見について確認が必要な場合にのみ利用します。結果を公表する際も、ご意見以外の内容は公表いたしません。

【担当】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

都市戦略本部 都市経営戦略部 企画・地方創生推進担当(さいたま市役所5階)

電話 048-829-1033

FAX 048-829-1997

※市内からファックスでご意見を送付される際は、フリーダイヤル0120-310448をご利用ください。

Eメール toshi-keiei@city.saitama.lg.jp